⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(98,320) 98,320	7	(—) —	0
	非常勤	(—) 5,521	3	(—) —	0
	計	(98,320) 103,841	10	(—) —	0
教職員	常勤	(13,653,237) 15,721,946	1,950	(1,215,927) 1,260,107	104
	非常勤	(—) 2,659,472	2,424	(—) 9,414	205
	計	(13,653,237) 18,381,418	4,374	(1,215,927) 1,269,521	309
合計	常勤	(13,751,558) 15,820,266	1,957	(1,215,927) 1,260,107	104
	非常勤	(—) 2,664,993	2,427	(—) 9,414	205
	計	(13,751,558) 18,485,260	4,384	(1,215,927) 1,269,521	309

（注１）　役員に対する報酬等の支給の基準の概要
・「国立大学法人信州大学役員報酬規程」による。
・退職手当の計算方法
退職の日における本給月額×在職月数×100分の12.5

（注２）　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
・「国立大学法人信州大学職員給与規程」による。
・「国立大学法人信州大学職員退職手当規程」による。

（注３）　役員について期末現在の人数は、上表の支給人員と相違する。

（注４）　支給人員は年間平均支給人員を記載しており、支給額には法定福利費を含んでいない。

（注５）　教職員支給額には次の引当金繰入額を含んでいる。
・賞与引当金繰入額　　103,138千円
・退職給付引当金繰入額　34,164千円

（注６）　常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び再任用職員から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

（注７）　（　）書きは「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長　16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」に対する支給額（内数）である。

（注８）　受託研究費等で支払われている報酬又は給与及び退職給付支給額は379,111千円で、上表には含まれていない。

⑲　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	大学	附属病院	小計	法人共通	合計
業務費用				—	
業務費	20,605,912	20,710,629	41,316,542	—	41,316,542
教育経費	2,095,845	18,663	2,114,509	—	2,114,509
研究経費	2,189,579	199,834	2,389,414	—	2,389,414
診療経費	—	12,548,555	12,548,555	—	12,548,555
教育研究支援経費	580,658	—	580,658	—	580,658
受託研究費	1,439,208	62,218	1,501,427	—	1,501,427
受託事業費	118,082	120,797	238,879	—	238,879
人件費	14,182,537	7,760,559	21,943,097	—	21,943,097
一般管理費	1,211,056	161,662	1,372,718	—	1,372,718
財務費用	9,605	621,231	630,836	—	630,836
雑損	16,042	257	16,300	—	16,300
小計	21,842,617	21,493,780	43,336,398	—	43,336,398